

•VŠfŒŒŒ'†%z'n•k  
”í•ĐŽÒ•ŒŠ^•ÄŒš,ìŽè^ø,«

•i•Zî,ìŠm•Ū,ÉŒü,-,Ä•j



—í,ð•‡,í,¹,Ä,ª,ñ,î,ë,œ•l

•VŠfŒŒŒ'†%z'n•k•ĐŠQ'î•ô—{•”

•½•¬,P,U”N,P,ŒŒŽ

• i gFUDPPDXÉ%ž{ }•C—••š“xî”à—e,ª,¹-%o»,³,ê,Ū,µ,½•B

## はじめに

このたびの新潟県中越地震に被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この地震では、中越地域を中心に県内各地で甚大な被害が生じており、県民生活が脅かされています。

そこで県では、被災された皆様が1日でも早く安心して安全な生活ができるよう、「被災者生活再建の手引き（住宅の確保に向けて）」を策定しました。

県は、被災者の皆様の生活再建を「住宅の確保」、「健康・福祉の確保」、「生計の確保」、「地域産業の確保」、「生活周辺環境の整備」といった分野で支援していくこととしております。

この手引きは、生活の基本となる「住宅の確保」を支援するための手引きです。この震災で住宅に被害を受けられた皆様が円滑に住宅を確保するため、どのように判断したらいいのか、また、どのような支援制度があるのかなどを説明したものです。

皆様の生活の再建の一助となれば幸いです。そして、力を合わせて乗り越えていきましょう。

平成16年11月

新潟県知事 泉田 裕彦



# 1 被災された方の生活再建に向けて

## (1) 被災者生活再建に向けた取組

「住宅の確保」を最優先に取り組みます。

生活再建に向けた主な取組として、

- ・ 住宅の確保
- ・ 健康・福祉の確保
- ・ 生計の確保
- ・ 地域産業の確保
- ・ 生活周辺環境の整備 等

があり、被災された方の生活再建につながるよう万全を期します。

特に、「住宅の確保」は、被災された方が通常の生活に戻るための基本であり、早急に取り組んでいきます。

## (2) 主な取組について

住宅の確保

- ・ 最優先の課題です。(間近な冬到来に備え、避難生活(避難場所等)からの自宅や仮の住居への帰宅を進めます。)
- ・ 被災された方の実態(被災の程度や経済状況等)に応じた「住宅の確保」のメニューを提示し、円滑に実施します。
- ・ 被災された方に当面の生活設計(自宅帰宅、仮設住宅等)の目処を立てていただきます。

健康・福祉の確保

被災された方や仮設住宅等に入居されている方の健康の指導、心のケア、福祉相談・支援など

生計の確保

被災された方の自立や生活復興に必要な資金、就業など

地域産業の確保

被害を受けられた商工業者への融資や、農業、畜産、養鯉などの経営再建など

生活周辺環境の整備

大規模被災地の地域づくりや公共施設等災害復旧、仮設住宅環境の整備など

## 2 この手引きの使い方について

「11月末まで」をめぐり、被災された方が「住宅の確保」をどうするか、ご検討いただくため、つぎのように進めていきたいと考えています。

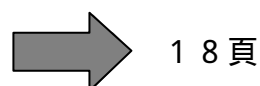
- ・「被災者生活再建の手引き（住宅の確保に向けて）」の配布  
（11月上旬） （県）
- ・「被災（り災）証明」の発行（11月中旬） （市町村）
- ・「住宅再建」の方法のご判断（11月下旬） （被災された方）

### （1）この手引きの趣旨

この手引きは、被災された方が、できるだけ早く避難所等での生活から、本来の生活に戻ることができるよう、今後、皆さんがどう住宅を確保していくか判断していただくためのものです。

住宅の確保にはいくつかの選択肢があります。また、お示しする選択肢以外にもありますし、被災された方は、住まいに関する質問や不安もあると思います。

今後の住宅の確保に向けた計画づくりに、この手引きをご活用ください。ご不明な点についても、遠慮なくご質問してください。



18頁

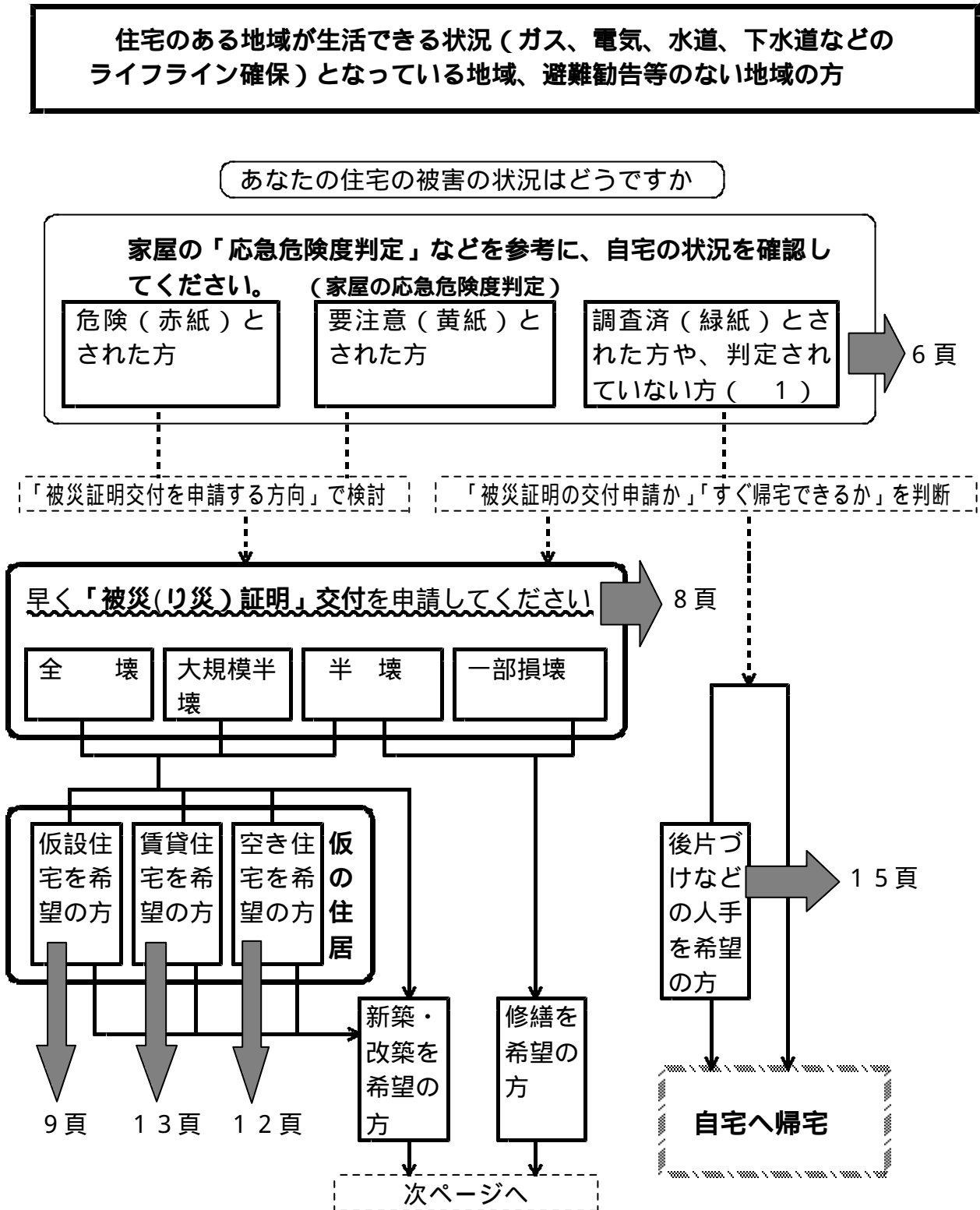
### （2）住宅の確保で考えなければならないこと

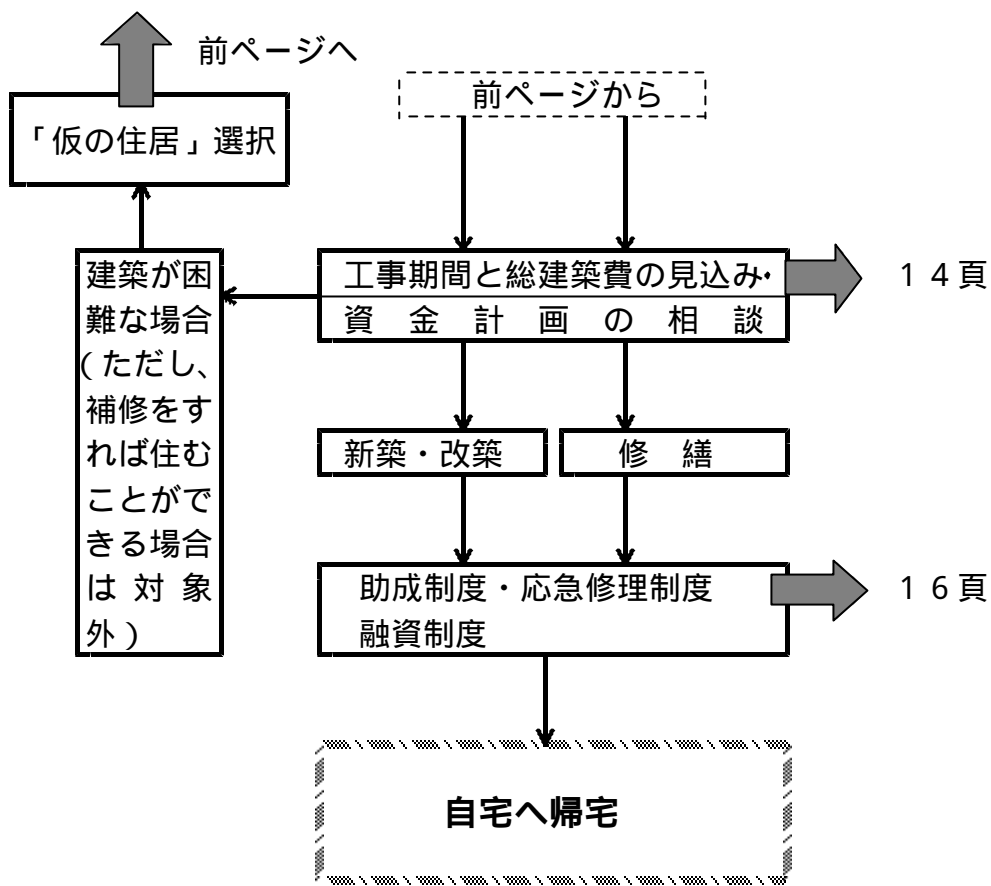
被災された方が住宅をどう確保していくか、判断していただくためには、下記の点の検討が大切です。

被災した住宅の所在地域が生活できる状況にあるか。  
住宅の被災（破損）状況はどの程度か。  
被災した住宅を直すためには、どの程度の期間や、費用がかかるのか。

### 3 住宅の確保について

#### (1) 「住宅をどう確保していくか」を判断していただくための「流れ」





注) この図式は概略のものです。家屋の応急危険度判定で「危険(赤紙)」「要注意(黄紙)」とされても、「被災(り災)証明」で「破損なし」とされることもあります。

➡ 6頁(問4)

1 「調査済(緑紙)」や「判定されていない」家屋でも、破損があれば、「被災(り災)証明」の申請を行ってください。

**住宅のある地域が生活できる状況までに復旧が見込めない地域、避難勧告等の解除が見込めない地域の方**

➡ 5頁

次の事項にご注意願います。

- ・ 左頁の「流れ」にそって、同様に「判断」してください。「被災(り災)証明」も必要であれば、申請してください。
- ・ ただ、残念ではありますが、早期の「自宅への帰宅」は難しいと考えられますので、仮設住宅などでの生活も検討してください。

## ( 2 ) 水道やガスなどのライフラインや避難勧告などの状況について

問1 電気、ガス、水道、下水道などはいつから利用できるのでしょうか。

- ・概ね回復されてきています。
- ・一部地域においては利用できる状況にありません。
- ・今後の回復の見込みは、次のところにお問い合わせください。

### 電気

東北電力      フリーダイヤル                      0 1 2 0 - 1 7 5 - 3 6 6

### 都市ガス

長岡市          北陸ガス長岡営業所                      0 2 5 8 - 3 3 - 3 2 0 0

見附市          見附市ガス水道課                        0 2 5 8 - 6 2 - 1 7 0 0

小千谷市        小千谷市ガス水道局                      0 2 5 8 - 8 2 - 4 1 1 5

魚沼市          (旧堀之内町企業課)                      0 2 5 - 7 9 4 - 2 3 0 5

越路町          越路町企業課                              0 2 5 8 - 9 2 - 2 2 4 6

川口町          川口町建設企業課                        0 2 5 - 8 8 9 - 4 4 1 7

### 水道、下水道

各市役所、町村役場

バスの運行状況                      ( 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 )

越後交通株式会社                      0 2 5 8 - 2 9 - 1 1 1 5

越後柏崎観光バス株式会社            0 2 5 7 - 2 8 - 6 6 0 5

南越後観光バス株式会社              0 2 5 - 7 7 3 - 2 5 7 3

問2 避難指示や避難勧告は、いつ頃解除されるのでしょうか。

避難指示や避難勧告は、災害による被災の危険や被害等の拡大を防止するため特に必要と認める場合に、市町村長が出すものです。

市町村長は、余震や降雨による土砂災害の発生などの危険性を考えて、指示や勧告を行います。解除は、市町村長が危険性の有無を判断して行います。

解除の状況については、市町村に適宜ご確認してください。

### (3) 家屋の「応急危険度判定」について

#### 問3 「応急危険度判定」って何ですか？

あなたの住まいが、地震によって被災された場合、余震などによる被災建物の倒壊・部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民や付近を通行する歩行者の安全の確保を図るために、余震等による二次災害発生の危険性を専門家（応急危険度判定士）によって判断するものです。

調査結果は、判定ステッカー（色紙）で見やすい場所に表示してあります。

判定ステッカー

「危険（赤紙）」	その建築物に立ち入らないこと。
「要注意（黄紙）」	立ち入りには十分注意すること。
「調査済（緑紙）」	建築物は使用可能

#### 問4 「危険（赤紙）」「要注意（黄色）」のステッカーを貼られましたが、どうしたらよいのでしょうか。

適切に補修を行うためには、建築士等の専門家による助言などが有効です。お近くの工務店、建築士事務所もしくは次の住宅相談フリーダイヤルまでご相談ください。

また、県では、国及び（社）新潟県建築士会と連携し、被災市町村に相談窓口（巡回による場合を含む）を設置することを検討しています。決定次第発表するとともに、スケジュールなどは市町村からお知らせします。

なお、「応急危険度判定」は、自宅は大丈夫でも隣家が崩壊する可能性がある場合や瓦や看板などが崩落する可能性がある場合でも、「危険（赤紙）」が貼られていることもあります。

このため、「危険（赤紙）」や「要注意（黄色）」のステッカーが貼られていても、修理が不必要だったり、一定の修理を行えば、使用継続可能な場合もあります。

住宅相談フリーダイヤル	0120 - 110238
相談時間	午前9時 ~ 午後8時

問5 「調査済(緑紙)」とされましたが、本当に安心して住むことができるのでしょうか。

「調査済(緑紙)」の場合は、基本的にはそのまま使用可能と考えられますが、万一、次のような状況がみられた場合は、建築士等の専門家にご相談ください。

危険または十分な注意が必要な状態の例

建築物が少し傾いている

基礎が壊れている

床、屋根に落ち込みや浮き上がりがある

窓枠が著しくゆがみ、ひび割れている。または落下しそうである

壁がはがれて落ちている。または大きな亀裂が入っている

室内の壁や天井が大きくひび割れ、または、はがれ落ちている

瓦が著しくずれている

問6 応急危険度判定と「被災(り災)証明」のための被害調査とは、同じものなのでしょうか。

応急危険度判定は、建物の資産価値的な面からの被害を調査する「被災(り災)証明」のための被害調査とは視点が違います。(問3を参考にしてください。)

したがって、これからの生活再建にあたっては、(4)に説明する「被災(り災)証明」が大切になります。

問7 「応急危険度判定」を受けていませんが、大丈夫でしょうか。

応急危険度判定は、市町村によって実施方法が異なります。たとえば、被害のひどかった地域や判定対象建築物を限定して実施する場合があります。

ご心配の場合は、市町村の相談窓口(P18)にご相談ください。

#### (4) 「被災(り災)証明」について

問8 「被災(り災)証明」とはなんですか。

「被災(り災)証明」とは、地震や火災などで災害を受けたことを証明するもので、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資(住宅金融公庫、商工融資等)の支援、保険等の支払いを受けるために、ご自分の被害を公的に証明したものととして求められることが多くなっています。

今回の「被災(り災)証明」の発行は、国や県の被災住宅に対する支援に活用するもので、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の内容を証明するものです

「被災(り災)証明」の発行は、被災された方からの申請により市役所、町村役場で行うこととなっています。

問9 「被災(り災)証明」の調査は、いつ頃行うのでしょうか。

「被災(り災)証明」発行のために、現在、市町村において順次被害状況調査を行っています。調査期間は、11月中旬までを目途としています。詳しくは、市役所、町村役場にお問い合わせください。

なお、調査に入る前の被災された建築物の取り壊しや応急修理等については、あらかじめ市役所、町村役場にお知らせいただくとともに、被害状況の写真を撮っていただくことをお願いします。

問10 「被災(り災)証明」の内容については、どこに聞いたらよいでしょうか。

被災(り災)証明については、国の定める統一基準に基づき、市町村が現地を調査し、被害の認定を行っていますので、調査内容については、市役所、町村役場におたずねください。

( 5 ) 安心で安全な生活に戻るために

**仮設住宅に入ることを希望する場合**

問 11 仮設住宅に入るには、どのような条件が必要でしょうか。

住宅が全壊するなどの被害を受けられた方、道路が通行止め、がけ崩れなどの危険により住宅に住めない方が対象になります。

補修をすれば住むことができるような場合は対象になりません。個別の判断は市町村が行います。

なお、仮設住宅は、プレハブ住宅（同等の機能のあるユニットハウスを含む）を建設する方法と民間アパート等を仮設住宅として借り上げて提供する方法を併用していますが、どちらの場合も同じ条件になっています。

問 12 仮設住宅の建設地はどこですか。

平成 16 年 1 月 5 日現在で、仮設住宅の建設を予定している場所は次のとおりです。

なお、今後の建設予定については、市役所、町村役場におたずねください。

市町村	建設候補地	市町村担当課	電話番号
長岡市	操車場跡地 博物館予定地 悠久山公園緑地課管理地 岡南中学校グラウンド 北部グリーンコミュニティ予定地 栖吉小学校グラウンド 信越パプショーホトリック(株)敷地 旭岡中学校グラウンド 稲保公園	建築住宅課	0258-35-1123
山古志村	長岡市青葉台 2 丁目 長岡市陽光台 4 丁目	災害対策本部	0258-38-2660
見附市	県営中部産業団地 市営月見台団地	建設課	0258-62-1700



問 13 仮設住宅にいつから入ることができますか。

仮設住宅が完成次第、順次入居することができます。仮設住宅の建設については、現在急いでいるところですが、要望がまとまり次第建設します。完成時期は今のところ未定ですが、11月末から順次入居可能となります。なお、民間アパート借上げの場合は、入居決定後すぐに入居可能です。

問 14 仮設住宅に入るには、どうしたらよいのですか。

仮設住宅に入居のための手続きは、市町村により異なりますので、市町村に申し出てください。

問 15 仮設住宅（プレハブ住宅）の大きさはどの程度ですか。

家族の人数によって大きさが違います。家族の人数が1名の場合は1DK（約6坪）、2～3名の場合は2DK（約9坪）、4～5名の場合は3K（約12坪）となっています。なお、6名以上の家族構成で、親夫婦、子供夫婦と子供が同居の場合は、希望により世帯区分ごとの入居も可能です。なお、住宅にエアコンを1台設置します。

問 16 仮設住宅の入居期間はどの位ですか。また、入居経費はどの程度かかりますか。

仮設住宅に入居できる期間は、仮設住宅完成後2年間で上限となっています。2年以内に、新しい住居（住宅の建設、賃貸住宅の確保等）を見つけていただく必要があります。また、仮設住宅の家賃は、無料となっていますが、光熱水費などは入居者負担となっています。

## その他の住宅（空家や賃貸住宅など）に入ることを希望する場合

問 17 旅館やホテルなどの宿泊施設に無料で泊めてもらえると聞きましたが、どのような人が対象となりますか。

県では、被害の大きかった市町村に居住する被災された方を対象に、旅館やホテルなどを借り上げて、無料で提供しています。

対象となる方は、高齢者（原則65歳以上）、障害者、未就学児、妊婦、これらの方の介護者及び市町村が必要と認めた方になります。

受け入れ期間は、仮設住宅の整備が完了するまでの当分の間となります。

詳しくは、市町村災害対策本部にご相談ください。

問 18 居住スペースを無償で提供してもらえると聞きましたが、どこに相談したらよいのでしょうか。

県内、隣接県、首都圏などの一般の善意の方々から、被災された方に対し、空家、空部屋などの居住スペースの提供の申し出がなされています。

場所、部屋数、部屋の大きさ、光熱水費の有無、提供期間などをまとめたリストが市町村の災害対策本部にありますので、ご覧ください。

なお、リストの中に、希望されるものがありましたら、県の担当まで、住所、お名前、電話番号及び希望される情報の「番号」をご連絡ください。折り返し、提供者の具体的な連絡先を県から連絡いたします。

その後は、被災された方は、提供者に直接電話などにより連絡をして、両者の協議の上で居住スペースの提供を受けることになります。

### 県の連絡先

連絡先 新潟県福祉保健部福祉保健課情報・統計係

電話 025-280-5177

受付時間 午前9時 ~ 午後10時

注意事項 リストの中の希望されるものの「番号」をお伝えください。「番号」が不明な場合は、情報提供することができません。

問 19 空家の情報は、どこで得ることができますか。

被災された方に提供できる空家の情報（無償物件を含む）について、空家情報センターを開設し、県内、隣接県、首都圏などの公共賃貸住宅、民間賃貸住宅の情報の提供を行っています。

空家情報提供センター

場所 (財)新潟県建築住宅センター  
フリーダイヤル 0120-971581  
受付時間 午前9時 ~ 午後8時

問 20 賃貸住宅の紹介は、どこで行っていますか。

(社)新潟県宅地建物取引業協会では県との「災害時における民間賃貸住宅の媒介協定」に基づき、被災された方に対して、賃貸住宅の紹介を行っています。物件によっては、礼金、敷金、媒介手数料が無料となります。

(社)新潟県宅地建物取引業協会

本部事務局 (025-247-1177)	長岡支部 (0258-36-8756)
上越支部 (025-521-1184)	三条支部 (0256-32-0155)
柏崎支部 (0257-24-8240)	魚沼支部 (025-773-2461)
十日町支部 (0257-52-5854)	

### 自宅の建て替えや大きな修繕が必要となる場合

問 21 修繕などの助言は、どこで行ってもらえますか。

何らかの修繕が必要な場合、適切に修繕を行うためには、建築士等の専門家による助言等が有効です。

相談先については、問 23 を参考にしてください。

問 22 建て替えを行う前に、敷地の安全性を確認したいのですが、どこに問い合わせたらよいでしょうか。

宅地についても危険度の判定を実施しています。詳しくは、市役所、町村役場にお問い合わせください。

問 23 建て替えや修繕の見積もりはすぐできますか。

建て替えや修繕の見積もりについては、お近くの工務店、建築士事務所までご相談ください。

なお、県では降雪前の応急補修等が必要な場合、見積もりや工事が迅速に行われるよう、国や業界団体と連携し、住宅修繕支援隊を組織するとともに、被災市町村に相談窓口を設置することを検討しています。決定次第発表するとともに、スケジュールなどは市町村からお知らせします。

住宅修繕支援隊本部                      電話     0 2 5 - 2 4 3 - 6 1 4 5

問 24 補修や修繕には、どの位の時間がかかりますか。

工事期間は、工事の申込みの待ち状況などにより違ってくるため、一概に言えませんが、概ねの目安は次のとおりです。

大規模補修：基礎の全面的補修、耐力壁の補修、主要部分の柱・梁の補強等  
工期 1～3か月程度

中規模補修：外壁の補修、柱・梁の補強、床の全面補修等  
工期 2週間～1か月程度

小規模補修：壁のひび割れ、隙間の補修、床の補修、屋根の葺き替え、設備の補修・取り替え程度  
工期 1週間～2週間程度

軽微な補修：屋根瓦の補修、建具・サッシの補修、配管の補修程度  
工期 3日～1週間程度

**家の中の整理や簡単な修繕で住むことができる場合**

問 25 家の中の後片づけについて、ボランティアの方にお手伝いを頼みたいのですが、どこに依頼したらよいのでしょうか。

被災された方の生活復旧を支援するため、県内外から多くのボランティアが被災地に入って活動しています。

ボランティアの皆様は、被災地のボランティアセンターで受付をし、センターの案内で、無償でボランティア活動を行います。

お願いできる仕事は、人によって違いますが、避難所のお手伝いのほか、被災者宅の後片づけなども頼めます。ただし、安全が確認された家屋に限ります。また、危険な作業や商売のお手伝いはいたしません。

ボランティアからのお手伝いを希望される方は、次の地元のボランティアセンターに直接電話などでご相談ください。ボランティアセンターがない被災地では、市役所、町村役場又は社会福祉協議会にお問い合わせください。

ボランティアセンター（平成16年11月4日現在）

名 称	住 所	電 話
新潟県災害救援ボランティア本部	新潟市上所2-2-2 ユニゾンプラザ3F 新潟県 社会福祉協議会ボランティアセンター内	025-281-5527
長岡市災害ボランティアセンター	長岡市水道町3-5-30 長岡市社会福祉センター内	0258-33-6000 090-5534-3170
栃尾市災害ボランティアセンター	栃尾市新栄町2-2-23	0258-52-5895
小千谷市災害ボランティアセンター	小千谷市大字桜町5140 総合福祉センターサンラックおじ や内	0258-81-6252 090-2465-0062 090-2465-0063
柏崎市災害救援ボランティアセンター	柏崎市豊町3-59 柏崎市総合福祉センター内	0257-23-8615
十日町市災害ボランティアセンター	十日町市千歳町3-5-1 市役所前マトシンビル1階	0257-52-2537 0257-52-2589
見附市災害ボランティアセンター	見附市学校町1-16-15 ネーブルみつげ	0258-62-7801
川西町災害ボランティアセンター	川西町大字水口沢71	0257-68-3343
越路町災害ボランティアセンター	越路町浦715 越路町役場保健福祉課内	0258-92-3111
小国町災害ボランティアセンター	小国町大字法坂793 小国町役場内	0258-95-5115
川口町災害ボランティアセンター	川口町大字西川口1168 ぬくもり荘前	080-5098-6186

( 6 ) 住宅の再建等には、どんな支援制度があるのか

被災された住宅の再建に向けては、国の支援策だけでなく、県の制度も充実して支援していきます。なお、支援制度には、

「助成制度」(生活再建のための資金の一部を支援)

「応急修理制度」(市町村が実施する応急的な修理)

「融資制度」(建設資金の借入れの支援)

があります。

概要は次のとおりですが、手続き等の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

所得等の要件により、助成される額や、融資が受けられる額は異なります。

「助成制度」(生活再建支援)

助成制度による支援は、次のような要件で支援します。

- ・ 市町村発行の「被災(り災)証明」等の被災区分で助成内容が異なります。
- ・ 所得や、構成人数、構成員によって、助成額が減額されたり、受けられないことがあります。

「応急修理制度」(H16.11.9更新)

市町村が業者に委託して、「半壊した住宅」を一定程度の範囲内で修理します。

- ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)に入居しないことが前提です。
- ・ 所得や構成員等の要件を満たす必要があります。

( 2人以上世帯で、世帯収入500万円以下の場合)

被災区分	支援区分	支援額		制度	
全壊	生活再建支援	国	最大 300万円	最大 400万円	・被災者生活再建支援法による支援 (県独自の被災者生活再建支援への上乗せ補助)  <u>災害救助法により市町村が業者に委託して実施する応急修理(県が新たに上乗せ支援)</u>
		県	最大 100万円		
大規模半壊	生活再建支援	国	最大 100万円	最大 360万円	
		県	最大 100万円		
	応急修理制度	国	最大 60万円		
		県	最大 100万円		
半壊	生活再建支援	県	最大 50万円	最大 160万円	
	応急修理制度	国	最大 60万円		
		県	最大 50万円		
一部損壊	助成制度、応急修理制度はありません。融資制度をご活用ください。				

「融資制度」

被災された住宅の再建に向け、低利で融資が受けられます。

- ・ 融資制度による支援は、所得状況、借り入れ先によって、無利子や低利の融資の限度等が異なります。

区 分	概 要																
被災者住宅融資	<p>【市町村と県で利息を負担】 最初の5年間の利息の全部又は一部を補助します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">無利子・低利対象 となる融資限度額</td> <td style="text-align: center;">建設、購入の場合</td> <td style="text-align: center;">1100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補修の場合</td> <td style="text-align: center;">590万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">詳しくは、市町村の建築住宅担当課におたずねください。</p> <p>【県の上乗せ融資】 上記の融資限度額で資金が不足する時は、県が低利で上乗せ融資を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額</td> <td style="text-align: center;">建設、購入の場合</td> <td style="text-align: center;">50～800万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補修の場合</td> <td style="text-align: center;">50～400万円</td> </tr> </table> <p>[ 融資額の例 ] ………上記制度で、住宅金融公庫を利用した場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設、購入の場合</td> <td style="text-align: center;">最大1900万円まで借り受け</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修の場合</td> <td style="text-align: center;">最大 990万円まで借り受け</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">金融機関により融資額及び融資条件が異なりますので、それぞれの金融機関窓口でご確認ください。</p>	無利子・低利対象 となる融資限度額	建設、購入の場合	1100万円		補修の場合	590万円	融資限度額	建設、購入の場合	50～800万円		補修の場合	50～400万円	建設、購入の場合	最大1900万円まで借り受け	補修の場合	最大 990万円まで借り受け
無利子・低利対象 となる融資限度額	建設、購入の場合	1100万円															
	補修の場合	590万円															
融資限度額	建設、購入の場合	50～800万円															
	補修の場合	50～400万円															
建設、購入の場合	最大1900万円まで借り受け																
補修の場合	最大 990万円まで借り受け																
災害援護資金貸付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家財等の被害や住宅の損壊に対し、350万円（住宅の滅失）～150万円（家財の1/3以上の損害）の範囲で借り受け</li> <li>・ 貸付利率は3%で10年償還（3年据置）。</li> <li>・ 世帯の構成人数に応じた所得制限があります。</li> </ul> <p style="text-align: center;">住宅の再建以外の用途にも可能です。市町村にご確認ください。</p>																
その他	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">福祉制度の相談</td> <td>各市町村の福祉担当窓口にお尋ねください。</td> </tr> <tr> <td>その他融資の相談</td> <td>各金融機関にお問い合わせください。</td> </tr> </table>	福祉制度の相談	各市町村の福祉担当窓口にお尋ねください。	その他融資の相談	各金融機関にお問い合わせください。												
福祉制度の相談	各市町村の福祉担当窓口にお尋ねください。																
その他融資の相談	各金融機関にお問い合わせください。																

なお、被災された家屋等に対する固定資産税や代わりの建物を建設したときの不動産取得税等について、減免等の制度がありますので、市役所、町村役場、お近くの県税事務所又は地域振興局県税部におたずねください。

## 4 お問い合わせについて

### (1) 市町村

市町村名	担当課等	電話番号	相談期間・相談時間
長岡市	防災課	0258-39-2515	11/8～12/28 8:30～20:00
山古志村	災害対策本部	0258-38-2660	11/8～12/28 8:30～18:00
中之島町	総務課	0258-66-2002	11/8～12/10 8:30～17:00(平日)
越路町		0258-92-3111	11/8～12/28 8:30～20:00(平日)
三島町	住民福祉課	0258-42-2221	11/8～12/31 8:30～20:00(平日)
小国町	総務課	0258-95-5905	11/8～12/31 8:30～20:00
見附市	企画調整課	0258-62-1700 (内312)	11/8～12/30 8:30～17:15 (当面土日も対応、 専門的な内容は担当課で対応)
栃尾市	総務課	0258-52-2151	11/15～12/27 8:30～19:00
小千谷市	都市開発課	0258-83-3513	11/10～12/25 8:30～20:00 (状況により相談期間延長)
川口町	災害対策本部 ・生活安定班	0258-89-4418	(期間、時間は未定)
与板町	総務課	0258-72-3100	11/8～12/31 8:30～20:00
和島村	住民課	0258-74-3111	11/8～12/31 8:30～21:00
出雲崎町	保健福祉課	0258-78-3111	11/8～12/31 8:30～21:00
魚沼市	堀之内	025-794-2111	11/8～12/28 8:30～17:00
各総合事 務所へ	小出	025-792-1111	
	湯之谷	025-792-1122	
	広神	025-799-3111	
	守門	025-797-2311	
	入広瀬	025-796-2311	
南魚沼市	税務課	025-773-6668	11/8～11/30 8:30～17:00
塩沢町	税務課	025-782-0256	11/8～12/31 8:30～17:15

市町村名	担当課等	電話番号	相談期間・相談時間
十日町市	総務課	0257-57-3111 (内223)	11/8～12/28 9:00～19:00
川西町	災害対策本部	0257-68-3111	11/15～12/28 8:30～21:00
中里村	建設課	0257-63-2512	11/8～12/31 8:30～17:00
津南町	総務課	0257-65-3112	11/8～12/28 8:30～17:00(平日)
柏崎市	防災・原子力 安全対策課	0257-21-2316	11/8～12/28 8:30～17:00 (住宅関係は建築住宅課 (21-2291)へ)
西山町	総務課	0257-47-4008	11/15～12/28 8:30～17:15
刈羽村	総務課	0257-45-3912	11/8～12/28 8:30～19:00
安塚町	雪のまち 総合課	025-592-2003	11/8～11/30 8:30～17:00(平日)

被災市町村では、住宅修繕の相談窓口を検討しています。それぞれの市町村にご確認ください。

(2) 県災害対策本部

被災者住宅確保電話窓口 025-280-5881	11/8～12/31(予定) 8:30～21:00
-----------------------------	------------------------------

## (参考) 建物等に関する団体のご案内

### 法律

新潟県弁護士会

電話 025 - 222 - 3765

### 登記

新潟県司法書士会

電話 025 - 228 - 1589

### 境界・測量

新潟県土地家屋調査士会

電話 025 - 281 - 4433

### 不動産の価格

新潟県不動産鑑定士協会

電話 025 - 225 - 2873

### 税金

関東甲信越税理士会新潟県支部連合会

長岡支部 電話 0258 - 33 - 8080

三条支部 電話 0256 - 34 - 1972

柏崎支部 電話 0257 - 32 - 2004

小千谷支部 電話 025 - 782 - 0573

十日町支部 電話 0257 - 57 - 2548

高田支部 電話 025 - 523 - 6557

### 補修可能性や補修に要する概算費用

新潟県建築士会 電話 025 - 265 - 4715

新潟県建築士事務所協会 電話 025 - 265 - 4748



発行：新潟県中越地震災害対策本部

(代表) 025 - 281 - 2970